

新型コロナウイルス感染症対応策やデジタルガバメントの実現のために、「書面主義、押印主義、対面主義の見直し」や「行政手続のオンライン化の推進、業務プロセス・システムの標準化」といった課題への対応が必要

### 現在の取組

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が求められる間、押印省略した申請書・届出書等（以下「申請書等」という。）の受付、電子メール等での申請書等の受付の推進について各消防本部に通知（令和2年5月）



### 令和2年度

- 消防法令に規定する申請書等において押印を廃止及びオンライン化の推進（令和2年中）
    - 消防法施行規則等を改正し、恒常的に申請・届出時の押印を廃止する。また、これにより、電子メールに申請書等を添付して送付することが容易になる（改正内容やオンライン化の推進を各消防本部に通知。）。
- 更に、火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた調査等を実施*



### 令和3年度

- 火災予防分野における電子申請等の標準モデルの構築等
  - 消防行政のうち、申請・届出の多い火災予防分野の手続を中心に、電子申請等を行う場合の業務フローや標準様式の検討及び実証実験の実施により標準モデルを構築する。なお、申請者等の利便性の向上の観点から、市町村共通の電子申請基盤であるマイナポータル・ぴったりサービスを利用し、申請窓口を一元化することを想定



### 令和4年度以降

大規模消防本部を皮切りに、標準モデル対応の電子申請等の早期導入を目指す